

厚岸町条例第21号

厚岸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年11月29日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

(厚岸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第1条 厚岸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和32年厚岸町条例第7号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「100分の215」を「100分の225」に改める。

第2条 厚岸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「100分の225」を「100分の220」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。